

## 倫理委員会審議内容

令和3年10月12日開催

No.1	申請者：看護師 玉寄 裕子
課 題	長期身体拘束患者の解除の時間を増やし行動制限最小化を試みる～ 身体拘束解除の表を用いて評価する～
研究の概要	本研究により長期拘束患者に対する援助の有用性が確認された場合、 統合失調症拘束患者に対する援助がより良い看護の提供となることを 目的とする。
判 定	条件付承認
利益相反審査判定	承認

## 倫理委員会審議内容

令和3年10月12日開催

No.1	申請者：看護師 照屋 章子
課 題	看護師が患者から受ける暴言の実態に関する研究～精神科救急病棟に勤務する看護師への質問紙調査をとおして～
研究の概要	本研究により精神科急性期病棟で勤務する看護師を対象に、患者からの暴言の有無、暴言のケアへの影響について質問紙調査を実施する。看護師が日常的に暴言を受けたことによる心理的負担があるのか把握をすることを目的とする。
判 定	条件付承認
利益相反審査判定	承認

## 倫理委員会審議内容

令和3年10月12日開催

No.1	申請者：看護師 大城 若菜
課 題	クロザピン治療病棟における採血時の手袋着用率向上への取り組み
研究の概要	本研究により再度クロザピン治療病棟に勤務する看護師へ意識調査を行い、調査より得られた回答から必要な研修や指導方法を検討し、効果的な方法を明らかにすることを目的とする。
判 定	条件付承認
利益相反審査判定	承認

## 倫理委員会審議内容

令和3年10月12日開催

No.1	申請者：看護師 安里 光幸
課 題	長期化する行動制限最小化へ向けての取り組みー身体拘束解除へ至った経緯と考察ー
研究の概要	本研究は、行動制限(拘束)が長期化している患者に対して、実施した援助を振り返り、行動拡大へと繋がった要因を考察することで、看護ケアの質の向上に寄与することを目的とする。
判 定	条件付承認
利益相反審査判定	承認

## 倫理委員会審議内容

令和3年10月12日開催

No.1	申請者：看護師 森田 東
課 題	多職種カンファレンスを開催することによる看護実践の変化
研究の概要	本研究では、当病棟の看護師を対象にインタビュー調査を行い、多職種カンファレンス導入前後の看護実践を比較・分析を行う。多職種での事例検討の経験を振り返ることで、重症心身障がい児者病棟や看護師自身にとっての多職種カンファレンスの意義を考え、看護師自身が病棟での看護実践に対して感じたことや思いなどの反応に対し包括的に考察し、多職種カンファレンスを開催する事による有意性や看護実践の変化を明らかにする目的で研究を行う。
判 定	条件付承認
利益相反審査判定	承認

## 倫理委員会審議内容

令和3年10月12日開催

No.1	申請者：看護師 佐藤 恵利歌
課題	口腔ケアに拒否を示す重症心身障がい児(者)への関わり～味・嗅覚からのアプローチを通して～
研究の概要	本研究により口腔内の汚れによる不快感を自身で認知することが難しいため甘味料を含む歯磨き粉を使用することで利用者の拒否が軽減できるのではないかと考えた。これらのことから、口腔ケアに対する拒否の現状を把握し、嗜好を考慮した甘味料を含む歯磨き粉を使用した口腔ケアで拒否が軽減できるかを明らかにすることを目的に研究を実施する。
判定	条件付承認
利益相反審査判定	承認

## 倫理委員会審議内容

令和3年10月12日開催

No.1	申請者：看護師 伊藝 晋
課 題	医療観察法病棟を退院する対象者を受け入れる社会復帰施設職員の思いと今後の連携強化に向けての考察
研究の概要	本研究により入院している対象者が重大な他害行為を行っていることが受け入れに影響していることが予測される。本研究では、社会復帰施設側の不安や共有すべき情報を把握し、今後の連携強化および退院支援に役立てることを目的とする。
判 定	条件付承認
利益相反審査判定	承認

## 倫理委員会審議内容

令和3年10月12日開催

No.1	申請者：看護師 正木 舞子
課 題	精神科訪問看護におけるクライシスプラン活用の効果
研究の概要	本研究は、訪問看護におけるクライシスプラン活用の現状と課題を明らかにすることで、クライシスプラン活用の効果について検討することを目的とする。
判 定	条件付承認
利益相反審査判定	承認



## 倫理委員会審議内容

令和3年10月12日開催

No.1	申請者：精神科医師 久保 彩子
課 題	医療観察法医療の措置入院事例への応用研究
研究の概要	<p>本研究により健康保健福祉法医療上の複雑事例と考えられる措置入院複雑事例に対し、医療観察法の基本的な治療・介入方法を導入し、その有効性を検証すると共に、医療観察法医療の精神保健福祉法医療への応用方法について検討する。また、検討結果を踏まえ、医療観察法医療の基礎となる内容を明確化することも目的とする。</p>
判 定	承認
利益相反審査判定	承認